

「JAバンク基本方針」新旧対照表

変更箇所	新旧対照表	
	新	旧
基本方針 本文	<p>I～VI (略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 <u>平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善JA(経営点検基準)にかかるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善JA(経営点検基準)に指定を受けているJAには「指定後2年経過」を「1年経過」に短縮のうえ適用する。</u></p> <p>13 <u>平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-2の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。</u></p>	<p>I～VI (略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更箇所	新旧対照表																												
	新	旧																											
基本方針 別紙	<p>別紙 1-1～1-2 (略)</p> <p>別紙 2-1 指定基準と経営改善取組内容 (財務)</p> <p>1 レベル格付 別紙 1-1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th>指定基準</th> <th>改善目標期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">レベル 1</td> <td>要改善 J A (経営点検基準) 指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合</td> <td rowspan="2">2 年以内に格付を解消する水準に改善</td> </tr> <tr> <td>実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満</td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td>実質自己資本比率 4%以上～6%未満</td> <td>1 年以内にレベル 1 の水準に改善</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td>実質自己資本比率 4%未満</td> <td>組織統合 (信連・農林中金への事業譲渡等) を 6 か月以内に (経営破綻の場合は直ちに) 実行</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 要改善 J A (経営点検基準) (略)</p>	指定格付	指定基準	改善目標期間	レベル 1	要改善 J A (経営点検基準) 指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に格付を解消する水準に改善	実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満	レベル 2	実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1 年以内にレベル 1 の水準に改善	レベル 3	実質自己資本比率 4%未満	組織統合 (信連・農林中金への事業譲渡等) を 6 か月以内に (経営破綻の場合は直ちに) 実行	<p>別紙 1-1～1-2 (略)</p> <p>別紙 2-1 指定基準と経営改善取組内容 (財務)</p> <p>1 レベル格付 (同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th>指定基準</th> <th>改善目標期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">レベル 1</td> <td>(追加)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 要改善 J A (経営点検基準) (略)</p>	指定格付	指定基準	改善目標期間	レベル 1	(追加)	(同左)	(同左)		レベル 2	(同左)	(同左)	レベル 3	(同左)	(同左)
指定格付	指定基準	改善目標期間																											
レベル 1	要改善 J A (経営点検基準) 指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に格付を解消する水準に改善																											
	実質自己資本比率※ 6%以上～8%未満																												
レベル 2	実質自己資本比率 4%以上～6%未満	1 年以内にレベル 1 の水準に改善																											
レベル 3	実質自己資本比率 4%未満	組織統合 (信連・農林中金への事業譲渡等) を 6 か月以内に (経営破綻の場合は直ちに) 実行																											
指定格付	指定基準	改善目標期間																											
レベル 1	(追加)	(同左)																											
	(同左)																												
レベル 2	(同左)	(同左)																											
レベル 3	(同左)	(同左)																											

変更箇所	新旧対照表																																	
	新	旧																																
	<p>別紙 2-2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）</p> <p>1 レベル格付</p> <p>別紙 1-2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th colspan="2">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レベル 1</td> <td>資金運用体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合 </td> </tr> <tr> <td>不祥事点検</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ J A において役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合 </td> </tr> <tr> <td>体制整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合 </td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td colspan="2">○レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td colspan="2">○経営継続に支障を来す重大な問題あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）</p> <p>(略)</p> <p>別紙 3～6</p> <p>(略)</p>	指定格付	指定基準		レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合 	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ J A において役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合 	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合 	レベル 2	○レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合		レベル 3	○経営継続に支障を来す重大な問題あり		<p>別紙 2-2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）</p> <p>1 レベル格付</p> <p>(同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定格付</th> <th colspan="2">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レベル 1</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ (同左) ○ (同左) (追加) </td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td colspan="2">(同左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）</p> <p>(略)</p> <p>別紙 3～6</p> <p>(略)</p>	指定格付	指定基準		レベル 1	(同左)	(同左)	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (同左) ○ (同左) (追加) 	(同左)	(同左)	レベル 2	(同左)		レベル 3	(同左)	
指定格付	指定基準																																	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合 																																
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ J A において役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合 																																
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合 																																
レベル 2	○レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合																																	
レベル 3	○経営継続に支障を来す重大な問題あり																																	
指定格付	指定基準																																	
レベル 1	(同左)	(同左)																																
	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (同左) ○ (同左) (追加) 																																
	(同左)	(同左)																																
レベル 2	(同左)																																	
レベル 3	(同左)																																	